



熊本労働局発表
(局長 一瀬 壽幸)
平成27年11月13日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室
賃金室長 廣瀬由貴雄
室長補佐 山口 和代
(電話) 096-355-3202

報道関係者 各位

熊本県産業別最低賃金の改正決定について

—平成27年12月13日発効—

熊本労働局（局長 一瀬 壽幸）は、本日、熊本県特定（産業別）最低賃金（3件）を下記のとおり改正決定し、官報に公示しました。

同最低賃金については、本年7月31日に熊本労働局長から諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 荒井 勝彦 熊本学園大学特任教授）が、審議を重ね答申を行っていたものであり、当局は、答申内容の公示等所要の手続きを経て改正決定に係る官報公示を行ったものです。

改正された産業別最低賃金は以下のとおりです。

○ **熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金**

時間額 738円（現行725円）

○ **熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金**

時間額 787円（現行775円）

○ **熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金**

時間額 712円（現行707円）

これらの産業別最低賃金は、いずれも平成27年12月13日に発効し、対象産業で働く労働者（適用除外を除く）に適用されます。

※ 熊本県の産業別最低賃金額の推移等の資料については資料1～3を参照してください。

熊本県の産業別最低賃金額の推移

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	671	4	0.60%
18	675	4	0.60%
19	684	9	1.33%
20	693	9	1.32%
21	696	3	0.43%
22	699	3	0.43%
23	704	5	0.72%
24	710	6	0.85%
25	717	7	0.99%
26	725	8	1.12%
27	738	13	1.79%

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	718	4	0.56%
18	722	4	0.56%
19	732	10	1.39%
20	743	11	1.50%
21	746	3	0.40%
22	749	3	0.40%
23	753	4	0.53%
24	759	6	0.80%
25	767	8	1.05%
26	775	8	1.04%
27	787	12	1.55%

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	678	2	0.30%
18	680	2	0.29%
19	687	7	1.03%
20	693	6	0.87%
21	695	2	0.29%
22	696	1	0.29%
23	698	2	0.29%
24	700	2	0.29%
25	703	3	0.43%
26	707	4	0.57%
27	712	5	0.71%

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別(産業別)又は職種別に分類されますが、現在は、事業別(産業別)の産業別最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で234件(平成27年3月末日現在)の最低賃金が定められています。

厚生労働省HP

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [賃金](#) > [最低賃金制度](#) > [最低賃金制度の概要](#) > [最低賃金の種類](#)

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金 (地域別)	694円	平成27年10月17日	熊本県内の全ての労働者に適用されます。

産業別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	738円	平成27年12月13日	1 次に掲げる者を除く。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	787円	平成27年12月13日	2 地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
百貨店、総合スーパー	712円	平成27年12月13日	

注1 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当や結婚手当、賞与、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

注3 百貨店、総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって従業者が常時50人以上のものをいいます。